

農業用機械等を取得・規模拡大する場合に農水省の補助金を活用できます

農業用機械等を取得・規模拡大したい方が活用可能な農林水産省の補助金をご紹介します。希望する方は、現時点では令和3年度の要件を参考にお申し込みください。詳しい要件等は変更になる場合もあります。

▼受け付けの条件 (①～③全てを満たすこと)

①令和元年度以降、経営面積が拡大していること。②採択された場合は、金融機関から補助金額を超える融資を受けること。③農業収入総額から費用を控除した額に人件費を加算した額（付加価値額）が、マイナスでないこと。

A 地域担い手育成支援タイプ

- 1) 補助率 事業費の3/10以内（上限300万円）
- 2) 対象設備 農業用機械等（事業費が整備内容ごとに50万円以上、耐用年数5年～20年）
- 3) 対象者および採択について 人・農地プランに位置付けられた中心経営体等（認定農業者・新規就農者等）が対象。5地区（木造・森田・柏・稲垣・車力）別のポイント制。次の(1)の1人当たり平均に(2)地区ポイントを加え地区別に高い順に採択。採択年度から3年後を目標年度とする数値目標を設定し経営改善に取り組むこと。

(1) 助成対象者ポイントと成果目標

ポイントの内容

- ①付加価値額の現状、拡大の目標 ②経営面積の拡大 ③経営管理の高度化(法人化等)
④新規就農(平成30年以降の認定就農者) ⑤農業者の育成(農業研修生の受入れ等) ⑥女性農業経営者
- 成果(必須)目標 (3年度目を目標年度とし次表のアおよびイ～キのうち1項目以上を目標とすること)**

ア 付加価値額の拡大に取り組む（必須）

イ 経営面積の拡大 ウ 農産物の価値向上 エ 単位面積当たり収量増加

オ 経営コストの縮減 カ 農業経営の複合化 キ 農業経営の法人化

※キを選択した場合は、イ～カのうち1項目以上を選択する必要があります。

(2) 地区ポイント(担い手への農地集積、農地集積割合の増加)

B 先進的農業経営確立支援タイプ

- 1) 補助率 事業費の3/10以内（上限：個人1,000万円、法人1,500万円）
- 2) 対象設備 農業用機械等（事業費が整備内容ごとに50万円以上、耐用年数5年～20年）
- 3) 対象者および採択について 地域担い手育成支援タイプに加えて、付加価値額の拡大、経営コストの縮減等目標が高くなります。

▼提出書類 見積書、カタログ、令和2年分農業確定申告(収入、経費、人件費、減価償却)等
※農業確定申告後、令和3年分も提出してください。

▼申し込み 12月23日(木)までに、農林水産課へお申し込みください。

▼留意事項 事業内容等は変更になる場合があります。また、採択された場合、年度達成状況報告書およびその根拠資料、作業日誌の提出が義務付けられます。

【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線413）

人・農地プラン集落座談会 農地中間管理事業説明会

市内にお住いの方を対象に、人・農地プラン集落座談会および農地中間管理事業の説明会を合同開催します。また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（旧経営体育成支援事業）、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、収入保険についても情報提供を行いますので、お気軽にご参加ください。

日時 12月17日(金) 10時～

場所 市役所 3階 第1会議室

※農地中間管理事業は、経営規模を縮小する「出し手農家等」から「農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）」が農地を借り入れ、一定要件のもと規模拡大を目指す「受け手農家」に、まとまった農地を貸し付けるものです。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線412）

農地情報 11月1日現在

下記の農地について、受け手の方を探しています。価格等の条件は交渉できる場合もあります。

農地所在図面等もありますので、ご希望の方は農業委員会事務局の農地係までご連絡ください。

受付番号	区分	農地所在	地目	面積(m ²)	利用状況
584	貸付	木造蓮川浜松	畑	2,649	大豆
560	貸付	木造土滝稲葉	田	585	水稻
560	貸付	木造永田千代	田	1,815	水稻
529	貸付	森田町上相野榎木	田	1,282	水稻
529	貸付	森田町下相野住野蔵	田	1,379	水稻

※価格は全て応相談

農地を貸したい方・借りたい方、売りたい方・買いたい方はこちらでご相談ください。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局農地係 電話23-3622 (直通)

入札参加資格審査申請を受け付けます(定期受付)

今年度は、建設工事(市内・市外に本店を有する者)の入札参加資格審査申請書の受け付けとなります。入札参加希望者は受付期間内に申請書類を提出してください。

申請書類の様式や申請方法は市ホームページをご覧ください。

受付期間 令和4年1月4日(火)～2月28日(月)
※閉庁日を除く

有効期間 市内に本店を有する者は令和4年7月1日から令和5年6月30日まで、市外に本店を有する者は令和4年7月1日から令和6年6月30日までとなります。

提出方法 郵送のみ

【提出・問い合わせ先】〒038-3192 つがる市木造若緑61-1
つがる市財政部管財課契約検査係
電話42-2111 (内線335・337)

スマート農業機械 導入事業2次募集

市では、農作業の効率化や労働力不足の解消、生産性向上や規模拡大が実現可能なスマート農業機械を購入する際の費用の一部を補助します。希望する方は農林水産課にご相談ください。

▼受け付けの条件(①～③全てを満たすこと)

①農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている農業機械であること。②認定農業者、青年等就農認定者であること。③市内に住所を置く個人または農業法人で、市税の滞納がないこと。

▼提出書類 見積書2社、カタログ、通帳、滞納のない証明書(世帯全員)、法人の場合は定款

▼補助金の額 事業費の1/4以内(上限100万円)

▼対象となる機械 耐用年数5年以上、取得価格(税抜き)30万円以上

▼申込期間 12月10日(金)～28日(火)

▼受付時間 9時～11時、13時～16時

▼優先順位 ①デジタル無線(RTK-GNSS)基地局を使用する機械 ②過去3年以内に、国の補助事業が不採択となった者(スマート農業機械に限る) ③取得価格が高い機械

▼留意事項

- ・令和3年度内に事業を完了すること。
- ・補助金の交付決定前に発注したものは対象外となります。
- ・予算の範囲内で補助します。
- ・本事業の交付は一度限りとなります。
- ・ソフト事業は対象外となります。
- ・3年間の実績報告を提出してもらいます。
- ・融資を受ける場合は、金融機関に限ります。

【申し込み・問い合わせ先】農林水産課
電話42-2111 (内線413)

広 告

特別養護老人ホーム
グループホーム等に

最適

栄養士考案の献立

人手不足の解消
簡単・便利
温めるだけでOK!!



株式会社

サン・コーポレーション

五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-18
☎0173-34-3312

広 告

発表会・各種イベント ビデオ撮影

大切な思い出、VHSテープから

DVDにしませんか(120分まで¥950)

サンコービデオ

つがる市柏上古川八重崎47-11

TEL 0173-25-2314